

6. 国保組合の事業運営について

平成25年度予算(案) (国保組合関係)

【24年度予算】 【25年度予算案】

◎定率補助	2,076.8億円	→ 2,017.2億円 (▲59.5億円)
◎調整補助金	1,059.8億円	→ 1,035.5億円 (▲24.3億円)
◎出産育児一時金補助金	24.6億円	→ 23.7億円 (▲ 0.9億円)
◎高額医療費共同事業補助金	22.2億円	→ 22.2億円 (± 0.0億円)
◎事務費負担金	26.6億円	→ 25.2億円 (▲ 1.5億円)
◎特定健診・保健指導補助金	12.2億円	→ 11.3億円 (▲ 1.0億円)
計	3,222.3億円	→ 3,135.1億円 (▲87.2億円)

*項目毎に四捨五入している。

調整補助金・特別対策費補助金の見直し(23年度~)

【平成22年度】

【見直し後(平成23年度~)】

○普通調整補助金(813億円) ・10段階区分に応じた補助率(0~23%)により交付		<p>① 平成23年度から配分方法を見直し、従来の「財政調整分」や市町村国保の普通調整交付金と同様の仕組みとする。</p> <p>② 特別調整補助金の「経営努力分」と「財政調整分」を段階的に廃止し、普通調整補助金に統合。</p> <p>* 調整補助金の総枠を給付費等の「15%以内」から「16%以内」とする。 (国保法の改正が必要)</p>
○特別調整 補助金 (230億円)	○財政調整分 (37億円) ・「調整対象需要額－調整対象収入額」を補填	平成23年度で廃止し、予算枠を普通調整補助金に統合。
	○経営努力分(190億円) ・各組合の医療費適正化等への取組状況を点数評価し、配分額を決定	平成23年度から段階的に廃止し、予算枠を普通調整補助金に統合。 ・23年度 2/3 → 24年度 1/3 → 25年度 ゼロ
	○原子爆弾被爆者医療費等への支援(2億円) ・原子爆弾被爆者の医療費が一定割合以上の組合等に対して財政支援	従前どおり。
	—	○保険者機能強化分を平成23年度から創設。(60億円程度の枠) ・保険者機能強化に資する事業を行った場合に補助
○特別対策費補助金(26億円) ・国保組合が各種事業を行った場合、その費用を補助		平成23年度で廃止。 (内容を整理し、特別調整補助金(保険者機能強化分)へ)

【これまでの経緯】

行政刷新会議の事業仕分けの結論(平成22年11月16日)

- 見直しを行う（所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止）

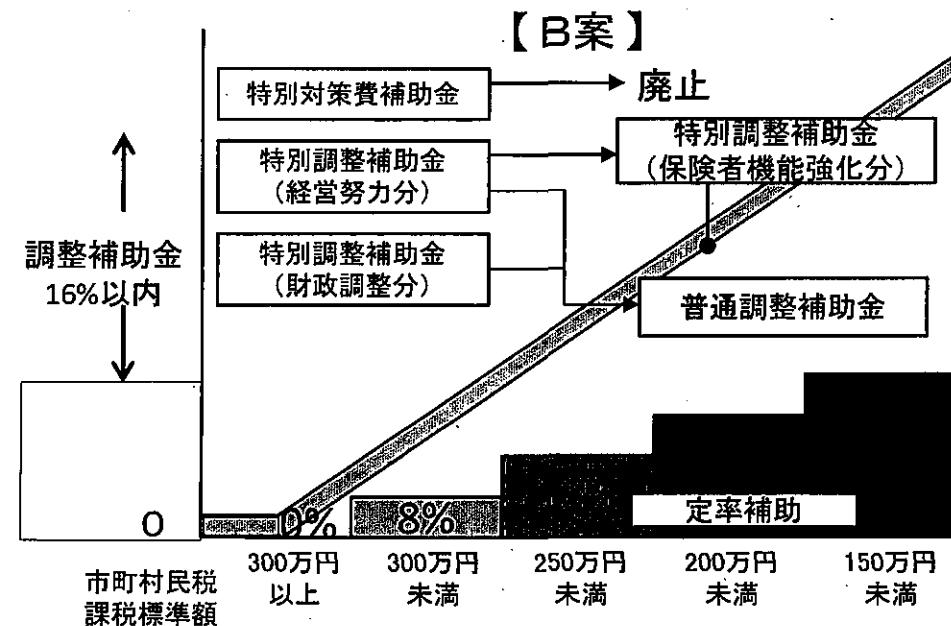
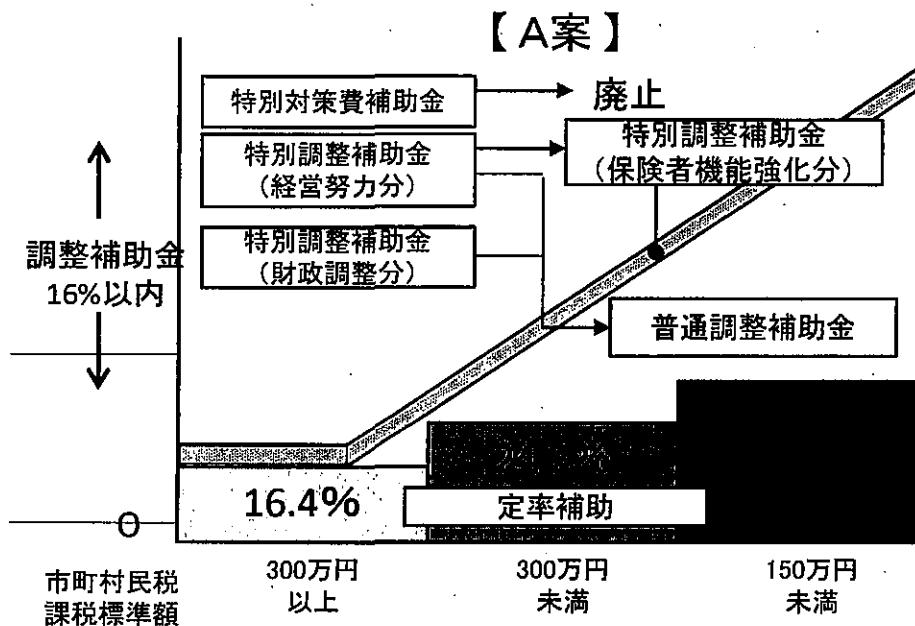
【とりまとめコメント】

それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているので、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前どおりのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちで集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。

【B案】

- 「定率補助」は5段階。 所得水準の高い国保組合の補助率は、0%

(参考) A案 「定率補助」は3段階。 補助率は、協会けんぽの水準(16.4%)以上



3. 医療・介護等②

（5）国保組合の国庫補助の見直し

○保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助を見直す。

☆医療保険制度改革の一環として、平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

会計検査院からの処置要求・意見表示事項(国保組合関係)①

会計検査院の平成22年度決算検査報告においては、工事業国保の無資格加入問題の発生を受け、全国の複数の国保組合に対し検査を実施。その結果、厚生労働省に以下の2点について、処置要求及び意見表示がなされており、厚生労働省としては、対応通知を平成24年3月26日付けで発出している。

1 会計検査院法第34条の規定による処置要求事項(抜粋)

ついては、貴省において、前記4の国保組合に対して、無資格者について速やかに組合員資格の適正化を図らせるよう是正の措置を要求するとともに、国保組合に対して、貴省が前記の研修会で周知した確認の方法等による調査を確実に行わせて、その結果を貴省に報告させるなどして組合員資格の適正化を図り、今後、国保法等の規定にのっとって国保組合の組合員が適正に組織され、ひいては、療養給付費補助金等の算定が適正なものとなるよう是正改善の処置を求める。

2 厚生労働省からの通知内容

平成24年3月26日付 保国発0326 第2号 都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて
厚生労働省保険局国民健康保険課長通知

○ 国民健康保険組合における組合員の被保険者資格の確認について

- (1) 全ての国保組合において、全組合員の組合員資格取得後の資格の確認(以下「再確認」という。)を実施し、都道府県を経由し厚生労働省に報告すること。
- (2) 確認項目及び確認方法は、次の通り。
 - ①被保険者の住所
 - ②組合員の現に従事している業種
 - ③組合員が健康保険の適用を受けるべき者かの確認(勤務する事業所の法人・個人の別、常時勤務する者の数)
 - ④健康保険適用除外承認を受けるべき者が承認を受けているかの確認
 - ⑤再確認は、客観的な証拠書類で確認を行うこと
- (3) 今後は、定期的(2、3年に1回以上)に再確認を実施すること。
- (4) 都道府県は、国保組合から提出のあった調査票を平成24年5月末日までに厚生労働省に提出すること。
(既に確認済の国保組合の場合は、調査票に再確認結果報告書を添付し提出)
- (5) 再確認を行っていない、または追加調査が必要な国保組合は、平成25年12月末日までに再確認(又は追加調査)を実施すること。
- (6) 都道府県は、(5)を平成26年3月末日までに厚生労働省に提出すること。

【参考】

○ 会計検査院法

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

会計検査院からの処置要求・意見表示事項(国保組合関係)②

1 会計検査院法第36条の規定による意見表示事項(抜粋)

については、貴省において、国保法の規定にのっとって三師国保組合が適正に組織されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 三師国保組合に対して、国保組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として組織する必要があることの徹底を図るよう指導すること
- イ 三師国保組合に対して、組合員が休廃止を届け出た後におけるそれぞれの事業又は業務への従事の状況を適時的確に把握して組合員資格の管理を適切に行うよう指導すること

2 厚生労働省からの通知内容①

平成24年3月26日付 保発0326 第2号 都道府県知事 あて
厚生労働省保険局長通知

○ 国民健康保険組合規約例の一部改正について

会計検査院法第36条の規定により、三師国保組合の組合員資格に関し意見表示がなされたことを受け、国民健康保険組合の組合員資格の適正な管理のために、国民健康保険組合規約例第6条に、次の1項を加える。

- ◎ 「組合員が、〇〇の事業(業務)に従事する者(〇〇者)であることの判定基準は、別に定める。」

3 厚生労働省からの通知内容②

平成24年3月26日付 保國発0326 第1号 都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長 あて
厚生労働省保険局国民健康保険課長通知

○ 国民健康保険組合の組合員資格の適正な取扱いについて

- (1) 三師国保組合においては、組合規約を改正の上、別紙「同種の事業又は業務に従事する者の判定基準に関する指針」を参考として、各国保組合の実情に応じ、同種の事業又は業務に従事する者の判定基準(以下「判定基準」という。)を定めること。
- (2) 国保組合へ加入した後の組合員資格については、定期的(2、3年に1回以上)に確認を行うこと。
- (3) 確認に当たっては、以下の項目について客観的な証拠書類により確認すること。
 - ①組合員の住所
 - ②組合員が判定基準に定める業務に従事していること
 - ③組合員が健康保険の適用を受けるべき者である場合、組合員の健康保険適用除外承認が適切に行われていること
- (4) 組合規約の改正及び判定基準の策定は、平成24年度末までに行い、遅くとも平成25年度から判定基準による加入資格の管理を実施すること。
- (5) 当該国保組合が規約の改正及び判定基準の策定を行った場合は、その写しを都道府県経由で厚生労働省に提出すること。
- (6) 三師国保組合以外の国保組合においても、必要に応じ、三師国保組合の取扱いに準じて対応すること。

【参考】

- 会計検査院法
第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。
- 国民健康保険法
第13条 国民健康保険組合(以下「組合」という。)は、同種の事業又は業務に従事する者で当該組合の地区内に住所を有するものを組合員として組織する。
(第2項～第4項略)

会計検査院からの処置要求・意見表示事項(国保組合関係)②

4 厚生労働省からの通知内容③

平成24年3月26日付 保国発0326 第1号 都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて
厚生労働省保険局国民健康保険課長通知

○ 国民健康保険組合の組合員資格の適正な取扱いについて

(別紙)

同種の事業又は業務に従事する者の判定基準に関する指針

- 1 医療機関、介護施設又は薬局の開設者又は管理者
- 2 医療機関、介護施設又は薬局で勤務する医師、歯科医師、薬剤師(非常勤勤務者を含む)
- 3 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 4 上記1及び2には該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての事業又は業務に携わる者(非常勤勤務者を含む)

【例】

- ① 医師等を育成する教育機関等の講師(教師)
- ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
- ③ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等
- ④ 産業医、警察医、検案業務に携わる者
- ⑤ 検・健診業務に携わる者及び救急科専門医の認定を受け、救急救命の業務に携わる者
- ⑥ 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者
- ⑦ 医師会・国保組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
- ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者